

北海道大学 入試問題の利用について

北海道大学学務部入試課

本学では、入試問題の利用については特に制限を設けておりませんが、以下の条件に留意の上、適切にご使用願います。

- ① 本学入試問題の著作権は、北海道大学に帰属します。
- ② 入試問題を利用する団体等が、出典を明示すること、責任の所在を明確にすることが必要です。
- ③ 本学試験問題を原本どおり使用できない場合には、改変したことを必ず明示願います。
- ④ 二次利用する場合において、問題に引用されている作品等がある場合には、使用する団体等が責任をもって、本学に対してではなくそれぞれの著作権者（作品の著者等）に対して、著作権処理を行っていただく必要があります。
- ⑤ 解答・解説等を独自に作成・掲載するに当たっては、閲覧される方が「本学が公表している解答例・解説」と誤解してしまうことがないように、掲載方法等についてご配慮願います。

【問い合わせ先】

北海道大学学務部入試課

〒060-0817 札幌市北区北 17 条西 8 丁目

TEL : 011-706-7484 FAX : 011-706-7488

日 本 史

9 : 00 ~ 10 : 30

解 答 上 の 注 意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は 17 ページある。

3. 解答用紙は

解答用紙番号
日本史 0—1

(㊁用),

解答用紙番号
日本史 0—2

(㊂用),

解答用紙番号
日本史 0—3

(㊃用),

解答用紙番号
日本史 0—4

(㊄用)

の 4 枚である。

4. 解答用紙は 4 枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号および座席番号(上下 2 箇所)は、監督者の指示に従って、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入せよ。
7. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
8. 問題紙の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
9. 下書き用紙は回収しない。

- 1 次の文章A・Bを読み、下記の設問(問1～8)に答えなさい。なお、出題の都合上、史料には改めたり省略したりした箇所がある。

A 壬申の乱に勝利して即位した天武天皇は、国家体制の確立をはかり、さまざまな政策に着手した。^(a) そのなかの一つに、貨幣の鑄造がある。683年、天武天皇は「今より以後、必ず銅錢を用いよ」との詔を出しているが、ここでいう「銅錢」は、富本錢を指すといわれている。

富本錢は、古錢の研究が盛行した江戸時代にはすでに、その存在が知られていた。ただし当時は、和同開珎をはじめとする皇朝(本朝)十二錢とは表面のデザインが異なっている^(b)こともあって、災禍を避けて吉祥を求める「まじない錢」の類で、古代に遡るものではないと見られていたようである。ところが、1985年、平城京跡の発掘調査で奈良時代の井戸の底から富本錢が出土し、富本錢は古代の錢貨であったことが明らかになった。さらに、1998年には、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡から富本錢が大量に出土して、この遺跡で富本錢が鑄造されたこと^(c)、およびその鑄造年代が7世紀後半に遡ることが判明した。このようにして、天武天皇の詔の「銅錢」とは富本錢を指す、という見解が提起されたのである。

8世紀になり、大宝律令によって国家体制が確立すると、朝廷は和同開珎を鑄造し、その流通を推進した。和同開珎は平城京の造営に徴発された役夫に^(d)功直(労働に対する報酬)として支給されており、このような政府の支払いの手段に充てることも、錢貨を鑄造した目的の一つであったと考えられている。

問1 下線部(a)について、天武天皇は、律令の編纂や都城の建設にも着手していた。天皇の没後、皇后であった 天皇がこれらの事業を引き継ぎ、689年に を施行し、694年に藤原京に遷都した。藤原京は、碁盤目状の都市区画である をもつ都城で、 などの官寺が京内に建立されていた。

空欄 ～ に当てはまる語を答えなさい。

問 2 下線部(b)について、和同開珎と富本銭との表面のデザインの相違点を、50 字以内で説明しなさい。

問 3 下線部(c)では、富本銭のみならず、金属製品やガラス製品などを製作していた痕跡も確認されており、工房がおかれていたと推測されている。この工房には窯があり、北側に隣接する飛鳥寺(法興寺)に、ある製品を供給していた。寺院建築に欠かせないその製品とは何か、答えなさい。

問 4 下線部(d)には労働に対する報酬が支給されていたのに対して、律令制下の正丁(成人男子)には、無報酬で、労役に服する義務が課されていた。その労役の名称と内容について、40 字以内で説明しなさい。

B 9世紀になると、財政支出の増大によって、地方の財政はますます疲弊していった。朝廷は、財政改革を断行するとともに、有能な官人を国司に起用することで、地方行政のたてなおしを図った。任国に赴任した国司のなかには、強引な改革を試みて失敗する者もいれば、善政を施して治績を挙げ、「良吏」と讃えられる者もいた。なかでも、地方官として名声のあった藤原保則は「良吏」の典型とされ、延喜7年(907)には、当時文章博士であった三善清行が『藤原保則伝』を著している。そこでは、国司として備中に赴任した際の保則の治績について、次のように記されている。

前^{さきのかみ} 守朝野貞吉は、苛酷を以て治めたりき。郡司、小さき罪有らば皆鉗^{かん}鉗^{かん}注¹を着け、人民纖毫^{せんごう}注²を犯さば捕え案えて殺しつ。囚徒は獄に満ち、仆^{たお}れし骸は路を塞ぎぬ。公^{むくろ}注³、任に到りし初め、施すに仁政を以てし、其の小過^{ゆる}を宥して、其の大体^{たいてい}注⁴を存せり。徒隸を放散し、遍^{あまね}く賑貸^{しんたい}注⁵を加え、農桑を勸督して、遊費を禁止せり。是に於いて、百姓、襁負^{きようふ}注⁶して来り附くこと帰るがごとし。田園尽く闢^{ひら}け、戸口殷盛なり。門は夜の扃^{ととし}注⁷せず、邑^{むら}は吠ゆる狗無し。府藏多く蓄え、賦税^{いぬ}倍^{ますます}入りぬ。遂に租税の返抄^{ますます}注⁸を受くること卅四箇年、調庸の返抄を受くること十一箇年。古より以来、未だ嘗て此の類有らざるなり。

『藤原保則伝』の治績の描写には、漢籍を下敷きにした箇所が多く、誇張や創作とおぼしき叙述も含まれている。ここから推察するに、作者の三善清行は、律令制の復興が図られた時代にあって、「良吏」の理想像を示すことを目的に、^(h)この伝記を執筆したのであろう。

注1 「鉗鉗」……首かせと足かせ。

注2 「纖毫」……わずかなこと。ここでは、些細な罪をいう。

注3 「公」……藤原保則を指す。

注4 「大体」……大局。

注5 「賑貸」……稲を無利息で貸与すること。

注6 「襁負」……幼児を背負うこと。この一文は、民衆が幼児を背負ってでも集まってきた、という意味である。

注7 「肩」……戸締まり。

注8 「返抄」……受領書。以下の一文は、未納となっていた34年分の租税と11年分の調庸を、保則が在任中に完済したことを示している。

問5 下線部(e)に関連して、

- (1) 任国に赴任した国司の最上席者はのちに何とよばれたか、答えなさい。
- (2) 国司のなかには、任国に赴任せず、そのまま在京する者もいた。このように、任国に赴任せず、収入のみを得ることを何とというか、答えなさい。

問6 下線部(f)に関連して、『藤原保則伝』の引用を基に、どのような官人が「良吏」と讃えられたのか、40字以内で述べなさい。

問7 下線部(g)は、紀伝道の教官である。紀伝道とは何を学ぶ学科か、簡潔に答えなさい。

問8 下線部(h)に関連して、『藤原保則伝』が成立した醍醐天皇の時代には、律令制の復興をめざしてどのような施策がおこなわれたか、40字以内で述べなさい。

- 2 次の文章A～Fを読み、下記の設問(問1～7)に答えなさい。なお、出題の都合上、史料は改めたり省略したりした箇所がある。

A 1340年代前半、ア 天皇の冥福を祈るための天龍寺の造営費を稼(a)ぎ出すべく、室町幕府は中国の元朝へ貿易船2隻を約10年ぶりに派遣することを決定した。この貿易船を主導したのは、足利イの弟直義であり、この貿易事業を請け負ったのは至本御房と呼ばれる人物である。至本は、帰国後、幕府に対して1隻あたり「現錢伍千貫文」を納入することを約束した。

B 上記の天龍寺船の前後に、14世紀前半に入元した経歴を持つある禅僧は、他人から貰もらった青磁の香炉について次のような漢詩を詠んだ。「卦文〔香炉にあしらわれた文様〕は旋(b)転して観るに倫〔秩序の明確な方向性〕あり。檀片〔白檀の欠片〕は香を吐き、烟けむり、藹あい々あいたり〔非常に多い〕。粟散の王国〔ちっぽけな日本〕は乱離に苦しみ、十年、貨売〔国際貿易〕を通ずるを見ず。江南の物、皆あたいな価あ、翔いがる。陶器、況いわんや最も運載うんさいし難し」。

C 室町時代の勘合貿易船では、日本への帰国後、貿易の責任者がその貿易船の経営者に輸入品評価額の1割を上納する決まりがあった。これを抽分銭という。15世紀段階のその額は、1船あたり、およそ4000貫文であった。勘合貿易を開始した足利義満の時代には1回の遣明船が5～6隻、義教時代以降はおおむね3～4隻で渡航した。また、15世紀の100年間には、都合12回の遣明船が日本から中国に渡っている。

D 幕府は、勘合貿易を実施するにあたり、自身で貿易船を経営することもあったが、足利義教の時代以降は大名や寺社に任せることが多くなり、幕府経営船は存在したとしても1～2隻にとどまった。大名や寺社に請け負わせた場合、幕府には勘合礼銭を徴収できるという利点があった。その礼銭の基準は、勘合1枚あたりおよそ300貫文である。

E 足利義政期最初の遣明使船は、幕府経営船を含まず、総数9隻、総人数約1200人の大編成で渡航した。9隻分の勘合礼銭を徴収できた計算である。ところが、この船団はあまりに大規模であったため、明朝は、以後、日本に対して十年一貢(寧波入港の間隔を10年以上とするもの)、船は3隻、渡航人数300人という制限を設けることとした。

F 15世紀末、流浪中の前將軍足利義材は、京都への帰還を期して、大内・大友・島津の3家に帰国間近の遣明船3隻を「兵糧米」として1隻ずつ分け与えようとしていたという。また、同じ史料には、堺の商人がその遣明船1隻につき1万貫文分の積荷を持ち込み、帰りにはそれが4～5倍になるだろうとの予測も記されている。

問1 空欄 ・ に当てはまる人名を答えなさい。

問2 下線部(a)について、

- (1) 「天龍寺」の開山は、 天皇や足利 ・直義兄弟らの帰依(信仰)を集める臨済宗の僧であった。また彼は、直義の宗教上の疑問に丁寧に答えた『夢中間答』の作者としても知られる。それは誰か、答えなさい。
- (2) (1)の人物の門派(法系)からは、応仁・文明の乱の時期に入明した画僧が輩出している。それは誰か、答えなさい。
- (3) この貿易船は、いわゆる寺社造営料唐船の一つである。こうした貿易船が儲かる理由としては、貿易品の売買による利益はもちろん、日本国内で通常かかる海上・水上の通行税が免除ないし減免されたことも軽視できない。その税とは何か、答えなさい。

問 3 下線部(b)「青磁の香炉」は高級な舶来品(唐物)の一つであり、あまりに入手困難だったので、国産品で代替する動きが見られた。当時(鎌倉～室町期)の日本で、唯一、そうした製品を製作できた尾張国内の施釉陶器生産地はどこか、答えなさい。なお、施釉とは、陶器や磁器の表面に釉薬(うわぐすり)を塗ることである。

問 4 下線部(c)のような大規模使節船団を構成し、かつ幕府がそのなかに貿易船を含めることができなかったのは、当時の幕府が極度の財政難に陥っていたからである。(1)その財政難を決定的なものとした、義政将軍就任の約 10 年前に起きた事件は何か、答えなさい。また、(2)その事件が幕府や朝廷の財政状況に深刻な影響を与えざるを得なかった理由について、70 字以内で説明しなさい。

問 5 下線部(d)「寧波」では、1523 年、大内船と細川船とによる、明朝の官憲を巻き込む大きな争乱事件が起こった。その事件の後、勘合貿易の経営で大内氏が圧倒的優位に立てたのは、大内氏が日本国内の政治と国際的な情報戦とでうまく立ち回り、有効な勘合を確保できたことが大きい。とりわけ後者では、大内氏が ウ 守護の宗氏と共謀して偽の日本国王使(足利将軍家名義の外交使節)を仕立て、細川船こそが幕府から盗んだ勘合を用いる不正なものだと エ 王朝に伝えたことが重要である。これは、エ 王朝からその宗主国たる明朝にその情報を通報してもらうことを期待する動きであった。また、大内氏は、同じく明朝の冊封国 オ と歴史的に深い関係をもつ島津氏に接近し、やがて直接に オ 王国と通交し始めた。これは、オ を介した、畿内の細川氏と明朝との通交ルートを絶つための行動であった。とはいえ、細川氏や大友氏など他勢力が独自に遣明船を送っており、それらが中国に着いたときの状況次第では、勘合貿易における大内氏の優位が崩れる可能性もあった。如上の大内氏の活発な動きは、そうした他氏の動向を察知していたためとも考えられよう。

空欄 ウ ～ オ に当てはまる語(地名・国名)を答えなさい。

問 6 下線部(e)の「足利義材」は、文章 F の直前の時期に、元管領の細川政元と足利義政正室の 力 とが共謀して起こしたクーデタによって將軍の座を^お逐われていた。なお、 力 は、応仁・文明の乱で内裏から退避した後土御門天皇の居所を用意したり、同乱の和平交渉を主導したりしたことなどでも知られる。

空欄 力 に当てはまる人名を答えなさい。

問 7 文章 C によれば 15 世紀の抽分銭は通常 4000 貫文であった。ところが、文章 A の段階(14 世紀前半)では現銭納入が 5000 貫文とされている。文章 A において、この 5000 貫文という金額で契約がなされたのはなぜだろうか。文章 A～F を参考にしつつ、その理由を 60 字以内で説明しなさい。

- 3 次の文章ならびに資料1・2を読んで、下記の設問(問1～5)に答えなさい。
なお、出題の都合上、資料は改めたり省略したりした箇所がある。

法律の条文は、その成立に至る経緯を踏まえてよむと、現代社会から伝統社会の歴史を見通すことができる場合がある。以下の資料1は入会地に関する、資料2はアイヌ民族に関する、それぞれ法律の条文である。

資料1—1

第二百六十三条 共有の性質を有する入会権^(a)については、各地方の慣習に従うほか、この節^{注1}の規定を適用する。

(民法)

資料1—2

第二百三十八条の六 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利^(b)を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

(地方自治法)

注1：この節……民法第二編「物件」第三章「所有権」第三節「共有」を指す。

問1 下線部(a)について、国は「昔から集落の「きまり」や「おきて」などの慣習に従って、薪炭材、かや、草等を採取するために使われていた山林原野」を使用し収益する権利であると説明している(林野庁ウェブサイト)。

(1) 近世において、入会地を含む山林原野の利用に対して領主から百姓へかけられた賦課の名称を答えなさい。

(2) 入会地で得られる草や雑木は、中世以来、肥料としても加工され用いられた。このうち、燃やして加工したものを 、腐敗させて加工したものを といった。近世にはこれに加え、大網を用いて大量に漁獲する魚を加工した良質な肥料が流通し、室町時代以降に普及して15世紀末ごろから国内での栽培が始まった衣料の原料である などの生産を支えた。肥料に加工される魚としては、蝦夷地産の や房総半島産の がよく知られている。

空欄 ～ にあてはまる語句を答えなさい。

- (3) 入会地で得られる材木は、集落で薪や炭に加工のうえ販売されることがあり、村のみならず城下町など都市の人びとの暮らしをも支えた。近世社会での薪や炭の用途について、近現代における暮らしの変化を念頭に置きつつ、65字以内で説明しなさい。
- (4) 近世社会では、村の「おきて」に違反した者のあった場合、その家族全員を対象に村人が交際を絶つ制裁が加えられることがあった。制裁の名称を答えなさい。

問 2 下線部(b)について、国は「市町村や財産区の所有する山林原野のうち、その市町村の住民の一部だけで旧来の慣習によって使用することが認められている山林原野」を使用し収益する権利であると説明している(林野庁ウェブサイト)。これに関連して、

- (1) 入会地が市町村の所有地(公有地)とされる場合のあった背景には、廃藩置県後に 力 条例を公布して政府が推進した 力 の過程で行なわれた、土地の所有権を確定する行政上の改革があった。他方、入会地が国の所有地(官有地)とされた場合、近世以来の慣習(旧慣)に基づいた入会権が否定されることがあり、土地の課税比率への不満とともに 力 反対一揆の要因となった。
- 空欄 力 にあてはまる語句を答えなさい。
- (2) 認められた旧慣があった一方で、廃藩置県後の土地制度・税制の改革の過程では、従来禁じられてきた土地の売買・譲渡を土地の所有者に認め、地券を発行するなどの施策がおこなわれた。寛永年間(17世紀前半)に幕府により定められた、土地の売買を禁じる法令の名称を答えなさい。

資料 2

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の キ 民族で
あるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「ア
イヌの伝統等」という。)(c)が置かれている状況並びに近年における キ
民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進(中略)について定めること
により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及
びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格
と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
(アイヌ施策推進法)

問 3 下線部(c)に関して、北海道を中心とした日本列島北部周辺では、風土に応
じ農耕に立脚しない文化の伝統がながく紡がれてきた。本州を中心とする日
本列島中部周辺では、水稻耕作を基礎とする弥生文化が広がったのに対し、
北海道を中心とした日本列島北部周辺では ク 文化が展開した。北海
道では7世紀以降になると、 ケ 土器を用いる ケ 文化に移行
し、5世紀以降 コ 海沿岸にサハリン・大陸方面から渡来していた
 コ 式土器をとまなう コ 文化の影響をも受けつつ、13世紀
には自製土器をとまなわない文化へ移行することとなった。これら日本列島
北部周辺に展開した文化の担い手については、六国史の最初である『日本書
紀』やそれに続く『 サ 』といった、8世紀に朝廷によって編纂された
歴史書にアイヌ語地名が散見されることから、アイヌ語の話し手であったと
考えることができる。

空欄 ク ～ サ にあてはまる語句を答えなさい。

問 4 下線部(d)について、近現代の日本社会にあってアイヌの伝統等が必ずしも
尊重されてこなかった状況の背景には、歴史的な経緯があった。

- (1) 18世紀以降の蝦夷地で一般化した場所請負制度と呼ばれる体制のなか
で、アイヌ民族は不利益・不公正な立場を強いられることとなった。その
理由について、60字以内で説明しなさい。

- (2) 幕末の開国以降、日露両国は、アイヌ民族の居住地であったサハリン（樺太）・千島列島に、アイヌ民族の意思を確認することなく国境を定めたが、樺太千島交換条約(1875年)でサハリンと千島列島はそれぞれどの国の領土となったか。答えなさい。
- (3) 明治維新以降、北海道開拓政策にともなう移民の増加にともない、固有の言語を含むアイヌの伝統等の継承が困難な状況となった。こうした状況のなかで、1899年に政府はアイヌ民族を対象とした日本語での教育や農地の給付等を目的とした法律を制定したが、同化政策を基調としていたこともあり、アイヌの伝統等の継承に直接役立つことはなかった。1997年に廃止されたこの法律の名称を答えなさい。

問 5 下線部(e)に関して、アイヌ民族に対する国の施策が転換した背景には、2007年に国連総会で採択された「キ 民族の権利に関する国際連合宣言」(日本政府も賛成)があった。

空欄 キ に当てはまる語句を答えなさい。

- 4 次の史料1～3を読んで、下記の設問(問1～7)に答えなさい。なお、史料は、出題のために一部改めたところがある。

史料1

翌日神戸出帆の船に同乗し、船の初旅も恙なく^{つづが}将^はた横浜よりの汽車の初旅も障りなく東京に着して、兼ねて板垣伯より依頼なし置^(a)くとの事なりし『自由燈新聞』記者坂崎^{さかざき}斌^{さん}氏の宅に至り、初対面の挨拶を述べて、将来の訓導を頼み聞え、やがて築地なる新^{しん}栄^{さかえ}女学校に入学して十二、三歳の少女と肩を並べつつ、ひたすら英学を修め、傍ら坂崎氏に就きて心理学およびスペンサー氏社会哲学の講義を聴き、一念読書界の人とはなりぬ。かかりしほどに、一日^{あるひ}朝鮮変乱に引き続き^(b)て、日清の談判開始せられたりとの報、端なくも妾^{はし}の書窓^{しょうそう}を驚かしぬ。我が当局の軟弱無気力にして、内は民衆を抑圧するにもかかわらず、外に対しては卑屈これ事とし、国家の恥辱^とを賭して、偏に一時の榮華^{てら}を衒い、百年の患^{うれ}いを遺^{のこ}して、ただ一身の苟安^{こうあん}を冀^{こいねが}うに汲々たる有様を見ては、いとど感情にのみ奔^{はし}るの癖ある妾^{しょう}は、憤慨の念燃ゆるばかり、遂に巾幗^{きんかく}の身(婦人であること)をも打ち忘れて、いかでわれ奮い起ち、優柔なる当局および惰眠^{だみん}の眠^{さま}りを覚^さしてくれでは已^やむまじの心となりしこそ端^{はし}たなき限りなりしか。

ふくだひでこ わらわ はんせいがい
(福田英子『妾の半生涯』)

- 問1 下線部(a)について、新橋横浜間の鉄道開業を記念する儀式が催されたのは1872年(明治5)のことであった。儀式に参列していた琉球王国の維新慶賀使の面々は、複雑な心境で帰路に就いた。明治天皇から「国王尚泰を琉球藩王とする」旨の詔書を受け取ったからである。上記の詔書の内容は、明治政府が前年に実施した政策と「矛盾」するものであった。何故「矛盾」するのか、20字以内で説明しなさい。

問 2 下線部(b)について、当時の築地には米国から来たキリスト教宣教師が設立した学校が多かった。築地が外国人居留地だったからである。これは明治政府が 1869 年に実施した東京開市の結果である。

- (1) 東京開市の根拠となった条約は何か、答えなさい。
- (2) 明治政府が東京開市を履行した政治的意図を 30 字以内で説明しなさい。

問 3 下線部(c)について、

- (1) 「朝鮮変乱」と自由民権運動の関係を 25 字以内で説明しなさい。
- (2) 「日清の談判」の結果、朝鮮について日清両国間にどのような取り決めが成立したか、締結された条約について、その名称と内容を、45 字以内で説明しなさい。
- (3) 史料 1 の筆者「妾^{しょう}」(私を示す謙譲表現。武家の女性が使った。)すなわち福田英子は、(2)の条約に不満を抱き、他の自由民権運動の同志と共に朝鮮に渡ろうとして、逮捕された。この事件を何というか、答えなさい。

史料 2

二月十九日 水曜日 くもり後晴天

六時半起床

総選挙で毎日毎日演説会やら広告ビラで市中は大騒ぎであるがいよいよ今日限りである 浜口民政党の天下となることを切に望む

(d)
二月二十日 木曜日 快晴

夕刊を見ると今日は各地とも絶好のお天気で投票日として^{まこと}洵に恵まれた日であった 選挙権はなくても投票成績を見るのは面白い(中略)

二月二十三日 日曜日 晴後くもり

今朝の新聞では民政二二四 政友一三一 で両党の差九十三名になっている いよいよ民政党の絶対多数は確実となった

選挙開票は本日午後一時全く終りその結果二七三対一七四と言ふ非常な差となり
実に愉快に思った 全国民衆党及び無産党は当選者一人もなく洵に日本の国体の^{まこと}
(e)
上から慶すべき事であらう

(坂本たね『戦時の日常 ある裁判官夫人の日記』)

問 4 下線部(d)について、史料 2 の筆者坂本たねは浜口雄幸民政党内閣を支持している。しかし前年、内閣発足直後に浜口が官吏減俸を打ち出したときには、さすがに困惑したに違いない。裁判官である夫の給料が一割減るからである。猛反対を受けて方針を撤回したが、浜口内閣の ア 財政に対する国民の理解を得るには必要な施策だった。

(1) 空欄 ア にあてはまる言葉を答えなさい。

(2) 浜口内閣の財政政策を指揮した大蔵大臣は誰か、答えなさい。

問 5 下線部(e)について、坂本たねは、社会主義政党と無産政党とを混同していたように思われる。両者の違いを 40 字以内で説明しなさい。なお解答作成にあたり、社会主義政党を前者、無産政党を後者と記しなさい。

史料 3

わたくしは、新憲法を自分自身のものとして、受けとめた日のよろこびと感激をいまだに忘れることができません。新憲法の実施によって「青鞥社」以来わたくしたちが主張し、また行動によって要求しつづけた封建的な男女差別の撤廃、男女平等の実現が、国法の根本理念として、法制上にもはっきりと掲げられたのです。(中略)

このたび〔1965 年(昭和 40)〕の国会で行なわれた日韓案件の強行採決が示した^(g)ように、憲法無視の政治や憲法違反の軍備が、国民の目の前でおくめんもなく行なわれ、わたくしたちの平和の意思と^{わが}希いは、今や根こそぎじゅうりんされつつあります。このいまわしい反動の嵐の中で、わたくしたちはどこまでも憲法を防波堤として闘う必要があります、それゆえにこそ、憲法改悪を狙う汚れた手から、あくまでも憲法を守りぬかなければならないと覚悟しております。

(筆者省略「憲法を守りぬく覚悟」)

問 6 下線部(f)について、史料 3 の筆者「わたくし」は 1920 年(大正 9)に市川房枝、奥むめお等とともに新婦人協会を組織して婦選運動を開始した。

- (1) 史料 3 の筆者「わたくし」は誰か、答えなさい。
- (2) 婦選運動の過程で「婦人が政治演説会を開き、これに参加する」ための法改正を勝ち取っている。改正された法律の名称とその条数を答えなさい。
- (3) 新憲法の理念を実現するため、1947 年(昭和 22)に民法が改正された。新民法では、家族員に対する の支配権は否定され、男女同権の新しい家族制度となった。空欄 にあてはまる言葉を答えなさい。

問 7 下線部(g)について、

- (1) 「日韓案件の強行採決」の結果、締結された条約は何か、答えなさい。
- (2) 政府与党が強行採決に踏み切った背景には、与野党間到大韓民国の国際的地位について根本的な見解の相違があったからである。どの様な相違か、50 字以内で説明しなさい。なお解答作成にあたり、国名は略称を用いて良い。

R-7 (A)

受験番号	A								
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

解答用紙番号
日本史 0-2
22-0-2

採点記入欄

日本史解答用紙

座席番号			
(下の座席番号欄にも記入すること。)			

注意
※採点記入欄には何も記入しないこと。

2	問 1	ア	イ
	問 2 (1)		
	(2)		
	(3)		
	問 3		
	問 4 (1)		
	(2)		
	問 5	ウ	エ
		オ	
	問 6	カ	
	問 7		

1-3

4

5-7

※採点欄

選抜区分
A

R-7 (A)

注意

1. この欄の座席番号も必ず記入すること。
2. ※採点表には何も記入しないこと。

解答用紙番号
日本史 0-2
22-0-2

座席番号		
10	11	12

※採点表		
問題 2		
0		
13	14	15

R-7 (A)

受験番号	A						
------	---	--	--	--	--	--	--

解答用紙番号
日本史 0-3
22-0-3

採点記入欄

日本史 解答用紙

座番	席号		
----	----	--	--

(下の座席番号欄にも記入すること。)

注意
※採点記入欄には何も記入しないこと。

3	問 1 (1)	
---	---------	--

(2)	ア	イ
	ウ	エ
	オ	

(3)		10	20

(4)	
-----	--

問 2 (1)	カ
---------	---

(2)	
-----	--

問 3	ク	ケ
	コ	サ

問 4 (1)		10	20

(2)	サハリン:	千島列島:
-----	-------	-------

(3)	
-----	--

問 5	キ
-----	---

1

2-3

4-5

※採点欄

選抜区分
A

R-7 (A)

注意

1. この欄の座席番号も必ず記入すること。
2. ※採点表には何も記入しないこと。

解答用紙番号
日本史 0-3
22-0-3

座席番号
10 11 12

※採点表
問題 3
0
13 14 15

